

電子申請・届出システムについて

令和8年7月24日『地方公共団体向け「電子申請・届出システム」利用開始直後セミナー』

厚生労働省 老健局高齢者支援課

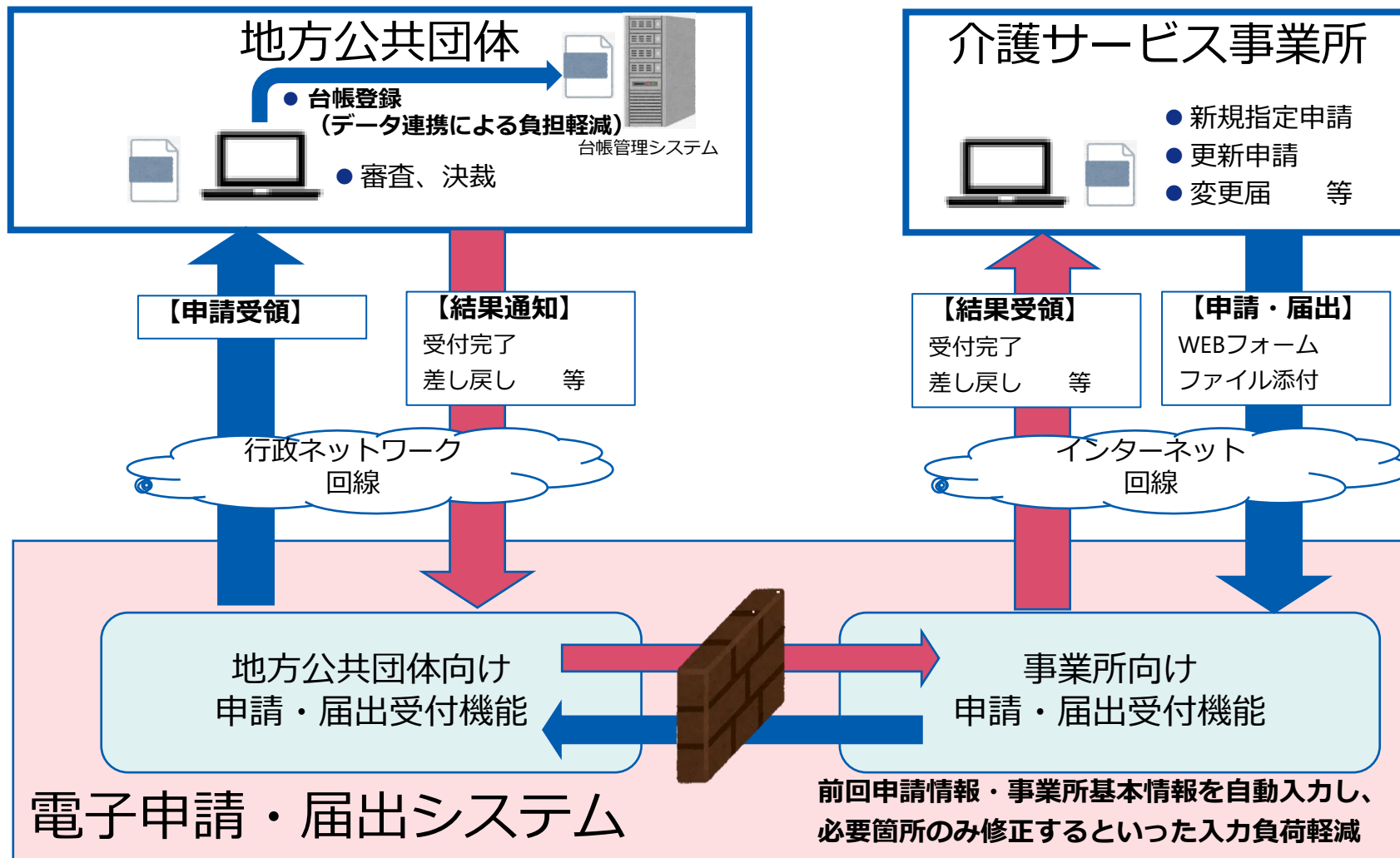
介護業務効率化・生産性向上推進室

電子申請・届出システム整備の背景・目的

- デジタル手続法において、地方公共団体の手続について電子情報処理組織等により行うことができるようにするための施策に関し、国は、支援等に努めることとされている。
- デジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッドワンストップ）のもと、**地方公共団体の行政手続についても、オンライン化が努力義務とされている。**
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の中で、「書面・押印・対面を前提とした我が国の行政手続の制度・慣行を抜本的に見直し、**デジタル技術を活用し、いつでも、どこでも、簡便に行政手続を行うように**することで、国民生活の質を高め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会を構築すること」等が記載されている。
- 「規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）」において、「介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、**介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請・届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる**」としており、**令和7年度までに**全ての地方公共団体で電子申請・届出システムの準備を終えることとしている。

電子申請・届出システムについて

介護保険法施行規則等について、介護サービス事業者等が都道府県知事等に対して行う指定申請等は、原則、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により行うものとするための改正が行われたところです。（公布日：令和5年3月31日）本改正において、都道府県知事等は令和8年3月31日までに「電子申請・届出システム」による申請等の受理の準備を完了しなければならないこととしております。なお、老人福祉法に基づく届出・申請についても電子的に行うことができるよう、令和8年度中に電子申請・届出システムを改修し、実装する予定です。



電子申請・届出システムの機能（介護サービス情報公表システムの拡張）

「介護サービス情報公表システム」をベースに以下のような機能開発を行い同システムのサブシステムとして「電子申請・届出システム」を開発

機能	概要
①GビズID によるログイン	介護サービス事業所が「GビズID」を用いて指定申請機能にログインできる ※GビズID・・・行政手続等において手続を行う法人等を認証するための仕組み （法人・個人事業主向け共通認証システム）
②申請・添付ファイルの提出	介護サービス事業所は、オンラインにより新規指定申請、変更届出、更新申請等について、必要な項目を入力、またファイルをアップロードし、提出することができる。その他、以下を行うことができる。 ● 提出した申請・届出の様式一式をダウンロードし、印刷する ● 加算の届出等について、添付書類としてアップロードして提出する ● 提出した申請・届出の受付状況を申請一覧上で確認する ● 新たな申請・届出を行う際には、前回の申請情報に基づいて入力内容がプリセット表示される
③提出通知	事業所からの申請・届出等の提出を指定権者に通知する。 指定権者は提出された申請・届出の様式等一式を画面にて確認する。 ダウンロードや印刷が可能であり指定権者の運用に合わせて次のプロセスに進めることができる。
④事業所台帳管理システムへの入力連携	事業所から提出された申請・届出等について、電子申請・届出システムから、システム的なデータ連携や、ファイルダウンロード形式など、簡便なデータ連携を行い各指定権者がもつ事業所台帳管理システムへ取り込むことができる。
⑤受付完了・差戻し通知	指定権者は介護サービス事業所の提出した申請・届出等の内容に不備がないことを確認し、介護サービス事業所へ受付が完了した旨を通知する。その他、以下を行うことができる。 ● 提出内容に不備がある場合に申請者に差し戻す ● 受付完了又は差戻しの通知時に、受付結果のコメントの記入やファイルを添付する

令和5年度・6年度・7年度・8年度の電子申請・届出システム改修

自治体向けの改修

令和5年度

- ◆デモ環境の追加
- ◆インターネット環境から利用可
- ◆API連携機能追加（定義書作成）
- ◆様式変更対応

令和6年度

- ◆様式変更対応(4月/10月)
- ◆指定権者内の引継用コメント登録改善
- ◆取り下げられた申請の確認機能追加
- ◆マスター編集機能追加

令和7年度

なし

令和8年度

- ◇老人福祉法の届出の受付機能追加

事業所向けの改修

令和5年度

- ◆デモ環境の追加
- ◆一括申請機能の追加
- ◆付表のコピー機能の追加
- ◆取り下げ時のメール通知機能追加
- ◆様式変更対応

令和6年度

- ◆様式変更対応（4月/10月）
- ◆生産性向上推進体制加算算定事業所における実績データ報告
- ◆取下申請等の履歴表示と再利用機能追加

令和7年度

- ◆一括申請機能の改善

令和8年度

- ◇電子請求受付システム（介護）のID/パスワードでのログイン機能追加
- ◇老人福祉法の届出機能追加

指定権者ご担当者様へのお願い

- 1) 管内事業所に電子申請が原則である旨、引き続き周知をお願いいたします。
- 2) 事業所の利用状況の把握のためにもGビズIDの取得を推奨します。
- 3) 事業所への利用開始連絡（事務連絡・HPでの案内は必須）、並びに事業所からの問い合わせ受付は、指定権者に行っていただきます。厚生労働省のヘルプデスクは指定権者からの問い合わせ専用です。
- 4) 本システムで受け付けた申請届出は、処理状況に応じて、速やかにシステム上の「受付開始登録」や「受付結果登録」をお願いいたします。

厚生労働省の「電子申請届出システム」ホームページ

介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請導入 | 厚生労働省



ホームページ
のQRコード

* QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化

介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望専用窓口について

◎介護事業所が簡素化や利便性向上に係る要望を提出するための窓口として「介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望受付フォーム」を設置しました。

【要望専用窓口】
https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_hotline

◎これまでいただいた要望について取りまとめた資料を公表しました。

【事務連絡】 [「介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望専用窓口」受付状況等の公表について【151KB】](#)

【資料】 [要望の取りまとめ公表資料【508KB】](#)

1. 電子申請・届出システムの概要

介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出を実現させるため、介護サービス情報公表システムの機能拡張を行い、指定申請機能等のウェブ入力・電子申請を実現します。

(4) 自治体（指定権者）向け利用準備参考資料（令和6年10月18日更新）

利用準備参考資料一式は、「電子申請・届出システム」自治体向けログイン画面（デモ環境含む）の右上にあります「お知らせ」記載のURL（資料等保管ページ）よりダウンロード願います。

【格納資料内容】

- 自治体向け手引き
- 自治体向け手引き付属資料（チェックリスト・WBS・業務フロー図・様式関連）
- 事業所向け手引き
- GビスID・登記情報提供サービス関係資料（広報資料・補足説明）
- デモ環境説明資料（地方公共団体向け・事業所向け）
- 操作ガイド（事業所向け）説明動画について

- ・手引きなどマニュアル類
- ・事業所向けの利用開始の通知例などの参考資料は、

「電子申請・届出システム」のアーカイブ機能からダウンロードをお願いします。

よくあるQ&A

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

電子申請・届出システムに関するQ&A

質問	回答
厚生労働大臣が定める様式等に添付書類を定めたチェックリストがあるが、ここに含まれない自治体独自の添付書類等は廃止すべきか。	令和6年4月より施行となった様式の標準化は、指定申請等に係る文書負担の軽減を目的としたものです。従って添付書類についても必要最小限のものにとどめられるよう、チェックリストの内容等を参考に各自治体にて見直しをご検討ください。
新規申請にて添付いただく登記事項証明書は、原本の提出を求める必要があるか。	電子申請・届出システムを利用した申請届出の受付時には、登記情報提供サービスを利用して事業所の登記情報を確認いただくことが前提となります。電子申請・届出システムのアーカイブ情報一覧ページにて、利用準備参考資料として登記情報提供サービスに関する説明資料を提供しておりますので、詳細はそちらをご覧ください。
電子申請・届出システムからの通知を受信するためのメールアドレスは、GビズID取得時に登録するメールアドレスと同一とすべきか。	電子申請・届出システムからの通知を受信するためのメールアドレスは、GビズIDに登録したものと別々に設定することが可能です。また電子申請・届出システムにおけるメールアドレスの初回登録後も、四半期に一度の頻度で変更が可能です。
地域密着型ではない居宅介護支援事業所だが、届出先選択において、サービス分類が地域密着型しか選択できない。	指定権者（届出先）の関係上、居宅介護支援事業所に関してはサービス分類を地域密着型で選択していただく仕様になっています。今後、画面に注書きを入れるなどの改修を検討致します。
電子申請・届出システムにおける加算届に関する情報のweb入力の対応予定について教えてほしい。	現時点では、加算に関する届出書類をweb入力形式にする予定はありません。一方で、文書負担軽減の観点で、様式の見直し等も含めて検討を進めていく予定です。

システム整備の背景等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

社会保障審議会介護保険部会

介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会 取りまとめ(令和4年11月7日)概要

介護分野の文書に係る負担軽減については、介護分野文書に係る負担軽減に関する専門委員会において、規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)「介護分野におけるローカルルール等による手続き負担の軽減」の内容も踏まえ、今後の更なる負担軽減の実現へ向け、主に以下の項目について議論と検討を行い、令和4年11月7日に取りまとめを行った。

取りまとめで示された主な負担軽減策の方向性

① 指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式例について

- ・ 国が示している標準様式の使用が、地方公共団体にどの程度浸透しているのか確認のために調査を行うべきである。
- ・ 指定申請等に係る文書の簡素化・標準化の取組を整理し、地方公共団体向けのガイドラインの作成を行うべきである。
- ・ **標準様式例の使用を基本原則化するための取組として、介護保険法施行規則と告示に、標準様式について明記すること等の所要の法令上の措置を行うべきである。**(施行時期：令和6年度)

② 簡素化や利便性向上に係る要望を提出できる専用の窓口について

- ・ 専用窓口で受け付けた要望について、内容等を整理し、本専門委員会に報告を行い公表を行うべきである。
- ・ 要望内容については、精査の上、必要に応じて本専門委員会での議論等を行うことや地方公共団体への助言等を行うべきである。
- ・ 受付フォーマットや運営方法については、今後も随時検討を行うべきである。

今後の進め方

専用の窓口に提出された要望についての報告や改善等に対する対応及び「電子申請・届出システム」の利用状況等のフォローアップ等が必要であるため、引き続き協働で負担軽減について検討する場である本専門委員会を随時又は定期に開催することが有益である。

③ 「電子申請・届出システム」について

- ・ **手引きや操作手順書の作成等、円滑なシステムの運用開始へ向けた支援を行うべきである。**
- ・ **早期利用開始の地方公共団体に伴走支援を行い、好事例の横展開等により早期利用開始を促すべきである。**
- ・ **利用開始時期の意向調査の実施と調査結果の公表を行うべきである。**
- ・ **機能は地方公共団体等の意見等も踏まえて検討を行うべきである。**
- ・ **システムの使用を基本原則化し、令和7年度までに全ての地方公共団体で利用開始するために、介護保険法施行規則にシステムについて明記する等の所要の法令上の措置を行うべきである。**

④ 地域による独自ルールについて

- ・ **地方公共団体における独自ルールの有無、内容を整理し公表を行うべきである。**
- ・ 専用の窓口に提出のあった要望の中で、独自ルールに関する要望を整理し公表を行うべきである。

⑤ その他の課題について

- ・ 処遇改善加算や事故報告、ケアプラン、介護DX等に関して示されたその他の意見については、関係審議会における検討の中で積極的に活かし、デジタル化や負担軽減を進めていくことを期待。

5. 個別分野の取組

<医療・介護・感染症対策>

（5）利用者のケアの充実が図られ専門職が力を発揮できる持続的な介護制度の構築

No.19 介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減

【a,b,e,f：令和4年度措置、**c：（前段）令和7年度措置**、（後段）：令和4年度上期措置、**d：令和7年度措置**】

a 厚生労働省は、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書、指導監査関連文書について、介護事業者は国が定める様式に基づいて作成の上、国が定める書類を添付して手続等を行うこととするための所要の法令上の措置を講ずる。その際、具体的な様式・添付書類を検討するに当たっては、現行の標準様式及び標準添付書類に準拠することを基本とする。また、国が定める様式及び添付書類には押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないよう要請する。

なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。

b 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づいて地方公共団体に対して行う手続について、その簡素化や利便性向上に係る国や地方公共団体に対する要望を随時に提出できる専用の窓口を設ける。当該要望については、介護事業者、地方公共団体関係者及び中立的な学識経験者の3者のバランスのとれた員数によって構成される会議体で改善等の対応を検討する仕組みを構築し、内容及び件数、処理状況を整理し、公表する。地方公共団体に対する要望については、必要に応じて当該地方公共団体に対する助言等を行う。

- c 厚生労働省は、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、**厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる。**ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。
- なお、当該措置が完了するまでの当面の間、厚生労働省は、介護事業者が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したWEB上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。
- d 厚生労働省は、**介護保険法の関係法令の規定に基づく介護事業者の届出であって、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、届出手続のワンストップ化を実現するための所要の措置を講ずる。**ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。
- e 厚生労働省は、介護事業者が介護保険法の関係法令の規定に基づき行う必要がある申請、届出その他の手続に関する負担軽減に係る取組項目ごとの地方公共団体の実施状況や手続の利便性向上に係る地方公共団体の好取組事例を定期的に調査の上、公表する。調査に当たっては、地方公共団体ごとの手続のデジタル化の有無、厚生労働省の「電子申請届出システム」の利用の有無、押印廃止の進捗状況、紙による申請書類の有無も含めて確認し、公表する。
- f 厚生労働省は、地方公共団体による独自ルール of 明文化を徹底した上で、地方公共団体ごとの独自ルール of 有無・内容を整理し、定期的に公表する。

介護保険法施行規則(令和5年3月31日公布) ※令和6年4月1日施行

(申請等の手続における電子情報処理組織の使用)

=電子申請・届出システム

第百六十五条の七 次に掲げる申請、申出又は届出（以下この条において「申請等」という。）は、**厚生労働省の使用に係る電子計算機**（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）**と申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法**であつて、**当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録**されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。）により提出しなければならない。

1. 第百十四条第一項若しくは第二項、第百十五条第一項若しくは第三項、第百十六条第一項若しくは第三項、第百十七条第一項若しくは第三項、第百十八条第一項若しくは第三項、第百十九条第一項若しくは第二項、第百二十条第一項若しくは第三項、第百二十一条第一項若しくは第三項、第百二十二条第一項若しくは第三項、第百二十三条第一項若しくは第三項、第百二十四条第一項若しくは第三項、第百二十五条第一項若しくは第三項、第百二十六条の十三第一項、第百三十一条の二の二第一項若しくは第二項、第百三十一条の三第一項若しくは第二項、第百三十一条の三の二第一項若しくは第三項、第百三十一条の四第一項若しくは第三項、第百三十一条の五第一項若しくは第三項、第百三十一条の六第一項若しくは第三項、第百三十一条の七第一項若しくは第二項、第百三十一条の八第一項若しくは第二項、第百三十一条の八の二第一項若しくは第二項、第百三十一条の十六第一項、第百三十一条の十七第一項、第百三十一条の十八第一項、第百三十二条第一項若しくは第二項、第百三十四条第一項若しくは第二項、第百三十六条第一項、第三項、第四項、第六項若しくは第七項、第百三十八条第一項、第三項、第四項、第六項若しくは第七項、第百四十条の四第一項若しくは第三項、第百四十条の五第一項若しくは第三項、第百四十条の六第一項若しくは第三項、第百四十条の七第一項若しくは第三項、第百四十条の九第一項若しくは第三項、第百四十条の十第一項若しくは第三項、第百四十条の十一第一項若しくは第三項、第百四十条の十二第一項若しくは第三項、第百四十条の十三第一項若しくは第三項、第百四十条の十四第一項若しくは第三項、第百四十条の二十四第一項若しくは第三項、第百四十条の二十五第一項若しくは第三項、第百四十条の二十六第一項若しくは第三項、第百四十条の三十二第一項若しくは第三項又は第百四十条の六十三の五第一項若しくは第二項の規定による申請

【指定申請・更新申請】

2. 第百二十九条第一項、第百三十条第一項、第百三十条の五第一項、第百三十一条の十一の九第一項、第百四十条の十七の六第一項、第百四十条の二十第一項、第百四十条の二十一第一項又は第百四十条の二十八の二第一項の規定による申出

特例に係る別段の申出

3. 第百三十一条第一項、第三項若しくは第四項、第百三十一条の十一の十第一項（同条第二項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）、第百三十一条の十三第一項、第三項若しくは第四項、第百三十一条の十三の二第一項、第百三十三条第一項から第三項まで、第百三十五条第一項若しくは第二項、第百三十七条第一項から第三項まで、第百四十条の二の二第一項から第三項まで、第百四十条の二十二第一項、第三項若しくは第四項、第百四十条の二十八の三第一項（同条第二項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）、第百四十条の三十第一項、第三項若しくは第四項、第百四十条の三十五第一項若しくは第二項、第百四十条の三十七第一項から第三項まで又は第百四十条の六十二の三第二項第四号から第六号までの規定による届出

【変更届等】

その他介護分野の 文書に係る負担軽減に関する取組

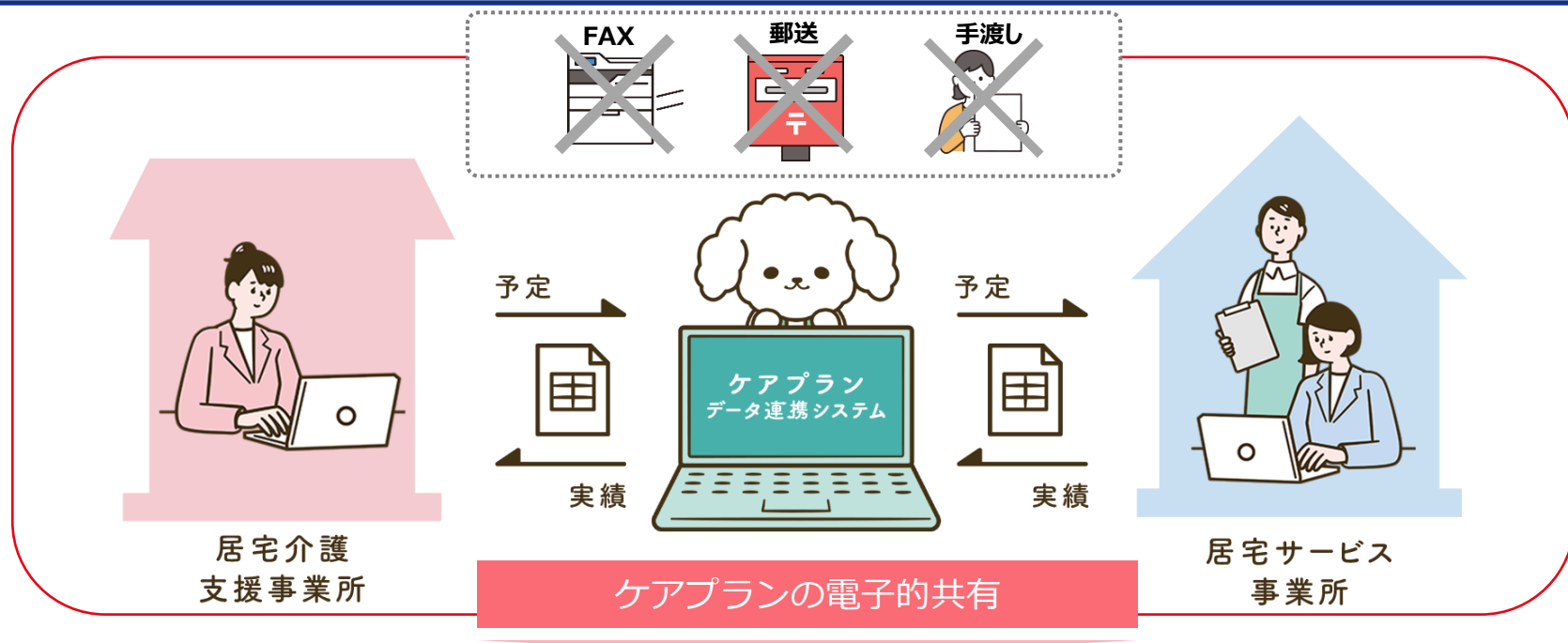
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ケアプランデータ連携システムについて

- 居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）と介護サービス事業所の間で交わされるケアプラン（計画・予定・実績の情報）のデータ連携を実現するため、令和5年度から（公）国民健康保険中央会に「ケアプランデータ連携システム」を構築。
- 本システムの構築により、毎月紙でやり取りされ、介護事業所の負担が大きかったケアプランについて、異なる介護ソフト同士でもデータ連携（電子的に共有）によりやり取りすることが可能となった。
- 具体的には、居宅介護支援事業所・介護サービス事業所ともに転記不要、FAX・郵送不要となり、調査研究によれば作業時間が約1/3に削減、経費が約1/2に削減されるなど、大幅な事務負担の軽減が期待される。



介護事業所との間でケアプランを紙でやりとりしていた場合と比較して、

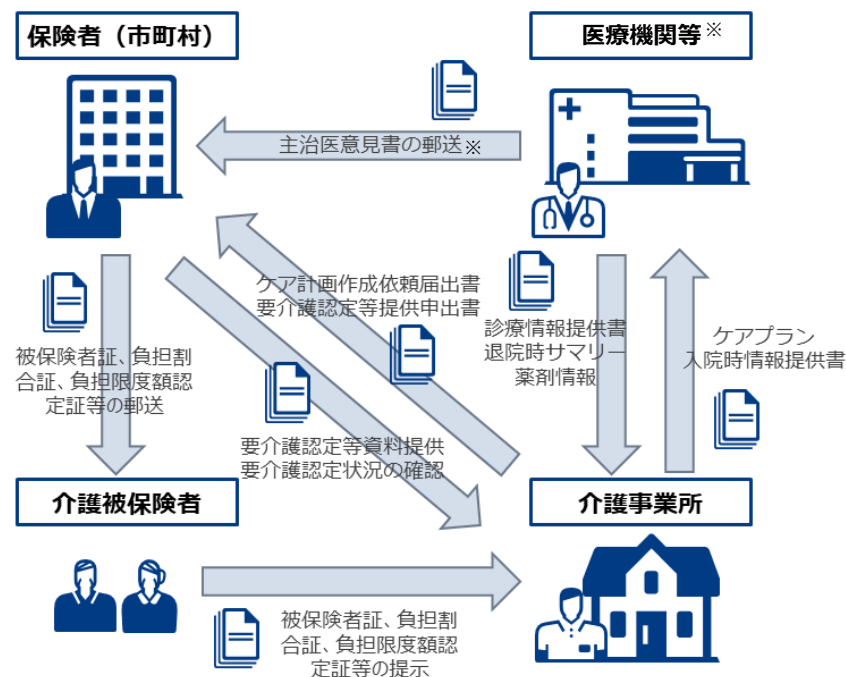
- 印刷、郵送、移動等に要する作業時間が約 1 / 3 に削減（事業所全体で52.4時間⇒18.1時間／月に削減）
- 人件費、印刷費、郵送費、交通費などの経費が約 1 / 2 に削減（事業所全体で13.4万円⇒6.7万円／月に削減）

介護情報基盤整備の目的

- 利用者本人、市町村、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を共有、活用できる介護情報基盤を整備することにより、**これまで紙を使ってアナログにやりとりしていた情報を電子で共有することで、業務の効率化（職員の負担軽減、情報共有の迅速化）を図る。**
- さらに、今後、介護情報基盤に蓄積された情報を活用することにより、**事業所間及び多職種間の連携の強化、本人の状態に合った適切なケアの提供など、介護サービスの質の向上を図る。**

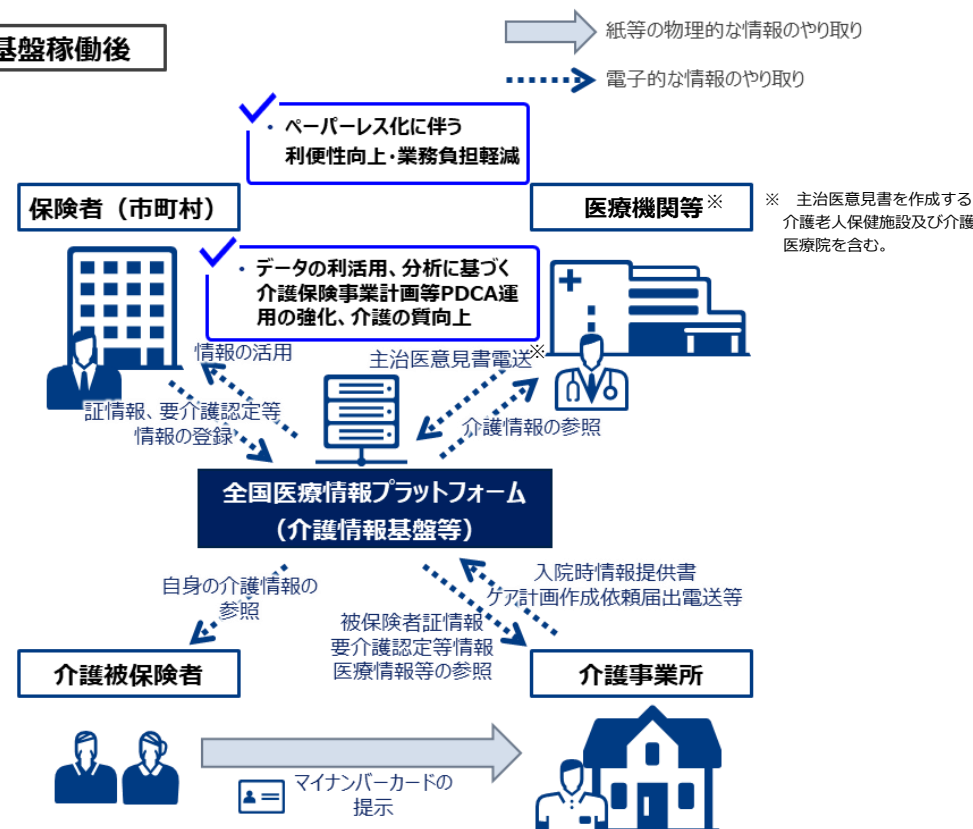
介護情報基盤の活用イメージ

現在



- 各種情報の紙によるやり取り（証の紛失・再発行の発生、情報のやり取りのため郵送や市町村窓口への移動、負担割合証等の年間約500万件超に及ぶ証発行と事業所による確認・入力等）による非効率な業務、本来業務に時間が割けない、等

基盤稼働後



- 介護事業所におけるデータ共有による多職種連携強化
- 利用者の状態の適切な理解と利用者の状態に適したサービス利用の実現

(最後に) 指定権者ご担当者様へのお願い

電子申請届出システム関係

- 1) 管内事業所に電子申請が原則である旨、引き続き周知をお願いいたします。
- 2) 事業所の利用状況の把握のためにもGビズIDの取得を推奨します。
- 3) 事業所への利用開始連絡（事務連絡・HPでの案内は必須）、並びに事業所からの問い合わせ受付は、指定権者に行っていただきます。
厚生労働省のヘルプデスクは指定権者からの問い合わせ専用です。
- 4) 本システムで受け付けた申請届出は、処理状況に応じて、速やかにシステム上の「受付開始登録」や「受付結果登録」をお願いいたします。

介護現場の事務負担軽減に向けて

ご自身の自治体で、独自ルール及び独自様式の設定がないか、設定している場合はその必要性を確認し、見直しの検討をお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。